

## 柏市健康福祉審議会第3回児童健康福祉専門分科会

乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について  
(こども誰でも通園制度)令和8年2月27日  
こども部保育運営課**1 乳児等通園支援事業の目的**

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度。

**2 事業の概要**

## (1) 対象児童

0歳6ヵ月～3歳未満で保育所等に在籍していない児童

## (2) 利用時間

児童1人あたり月10時間まで

## (3) 利用料金

300円/時間を標準として保護者が事業者へ支払い

※事業者により利用料金は異なります。

## (4) 令和8年度より本格実施となり、全自治体で実施が義務付けられる。「乳児等のための支援給付」給付制度へ移行。

**3 柏市の状況**

令和7年10月1日より試行的事業として公立3施設、私立園2施設で開始。※私立園は令和7年度第1回分科会で意見聴取国の給付制度化に合わせて、新たに私立園の募集、認可。

**4 令和7年度からの変更点**

## (1) 広域利用が可能（柏市民以外の利用が可）

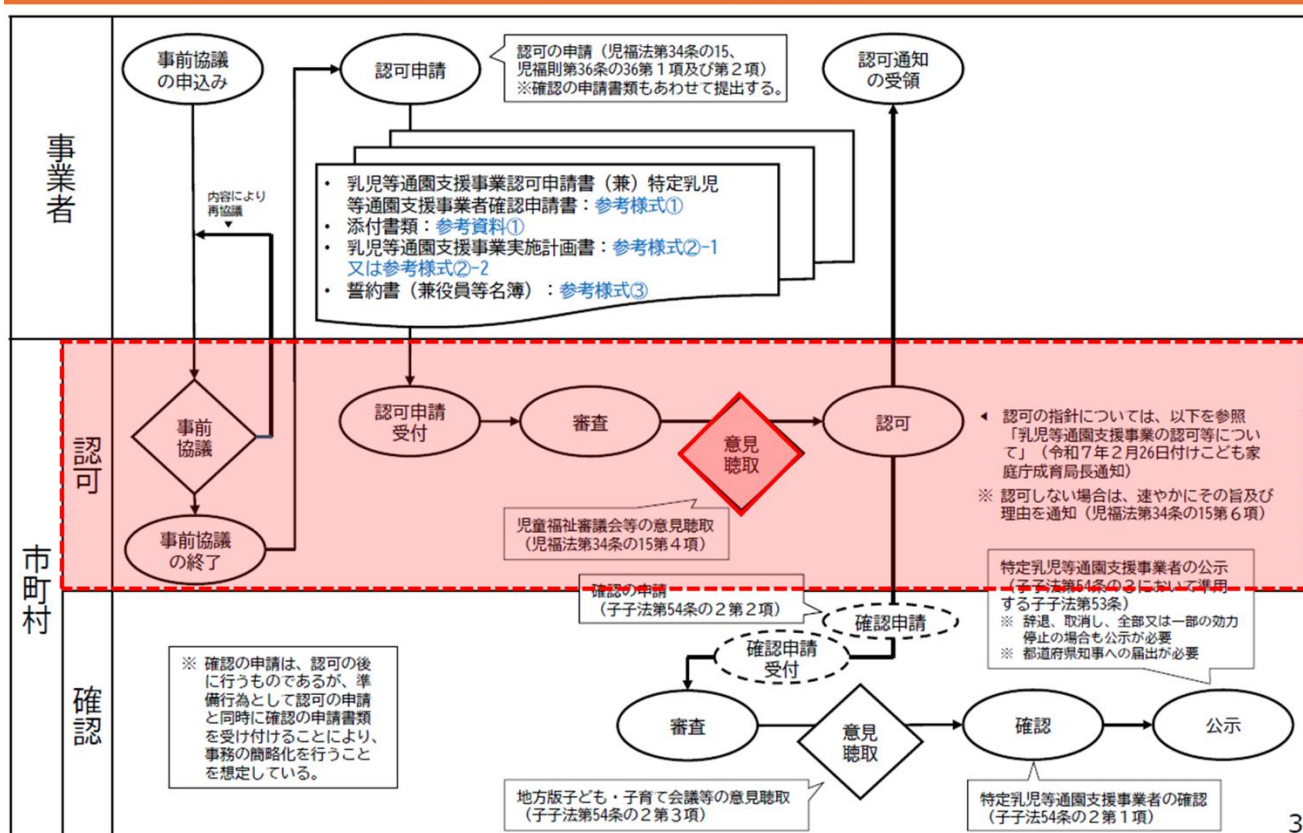
## (2) 事業者への補助制度から全国統一の公定価格となり、利用時間だけでなく、面談にも適用範囲が拡大。

## 5 意見聴取の概要

令和6年6月改正の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業が市町村の認可事業となり、認可に際しては、法34条の15第4項の規定において、市町村児童福祉審議会において意見を聴くこととされている。

従って、上記規定に基づき、認可申請のあった事業者について、本分科会の審議に付すもの。

### 認可及び確認の事務において想定される事務フロー



### 【認可応募スケジュール】

- 令和8年1月6日 募集開始
- 令和8年1月23日 事前協議締切
- 令和8年1月31日 募集締切
- 令和8年2月27日 意見聴取（本分科会）

## 6 認可予定年月日

令和8年3月31日

## 7 主な認可基準

項目	主な認可基準
設備	<p>(1) 乳児室又はほふく室（0～1歳児室） 3. 3 m<sup>2</sup> / 1人</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室（2歳児室） 1. 98 m<sup>2</sup> / 1人</p> <p>(3) 保育室等を2階以上に設ける場合は，必要な要件を満たすこと</p> <p>※余裕活用型においては各事業所の設備基準を満たすこと。</p>
職員	<p>(1) 保育士及び柏市が指定する研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置すること。</p> <p>乳児等通園支援従事者の数は，乳児おおむね3人につき1人以上，満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし，その半数以上は保育士とすること。ただし，一般型乳児等通園事業所1につき2人を下ることがないようにすること。</p> <p>(2) 上記に関わらず，下記に該当する場合は乳児等通園支援従事者を1人とすることができる。</p> <p>ア 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって，当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ，かつ，乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。</p> <p>イ 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって，保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され，かつ，当該一般型乳児等通園</p>

	<p>支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる。</p> <p>※余裕活用型においては各クラスの保育者による受入れが基本。</p>
--	--

## 8 実施方法（区分）

### （１）一般型

#### ア「在園児合同実施」

在園児と一緒に過ごすことを基本とする。

#### イ「専用室独立実施」

在園児とは別に、本制度を利用することも同士で過ごすことを基本とする。

#### ウ「独立施設実施」

保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う。

### （２）余裕活用型

保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。

※余裕活用型乳児等通園支援事業は、認可を受けたうえで利用定員に対して受け入れ児童数に空きがあれば受け入れ可能。